

明るい選挙

川崎市・区選挙管理委員会／川崎市・区明るい選挙推進協議会

第18号

令和 8年
3月 発行

より良い暮らしを願って、私たちを代表してその思いを実現してくれる人々を決める選挙。自分たちの意思が正しく政治に反映されるよう、候補者の政策や主義、主張等をしっかりと検討して、積極的に投票に行きましょう！

川崎市における選挙時の啓発について

令和7年10月26日執行の川崎市長選挙ではメインビジュアルにプロサッカー選手の田中碧さんを起用し「自分ができることを全力で!」をキャッチフレーズに様々な啓発活動を行いました！



(ポスター掲示)



(小杉ビジョン)
武蔵小杉駅



(ノクティビジョン)
武蔵溝ノ口駅



(選挙コレクション)



(川崎アゼリア ステップ広告)
川崎駅



(若年層向け啓発事業)

未来を見据えた啓発

川崎市・区選挙管理委員会と川崎市・区明るい選挙推進協議会は、若い有権者世代などへの啓発はもちろんのこと、選挙権年齢に達する前の児童・生徒等への啓発も行っています。一人でも多く、政治や選挙に関心を持ち、将来、選挙権年齢に達した際に、主体的に政治や選挙に参加する意識を養うことなどを目的として、様々な啓発活動を積極的に推進しています。

1 選挙出前講座

学校に選挙管理委員会の職員が出向き、講義形式で、選挙で投票する意義とともに選挙制度や選挙運動の内容、投票の方法等についてわかりやすく説明し、実際に使用する選挙器材を用いて、児童・生徒などが決めたテーマや人物（キャラクターなど）を候補者として、本番さながらの模擬投票を行います。



【令和7年度実績】
市内学校の28校で実施
2,800人以上が参加

2 生徒会役員選挙協力事業

学校の生徒会役員選挙において実際の選挙と同様の器材と方法による選挙を体験し、正しい選挙のあり方を学ぶとともに、選挙に対する認識や関心を深めてもらうことを目的に、選挙で使用する選挙道具の貸出しや、選挙資料等の提供を行います。また、学校の依頼に応じて生徒会役員選挙実施の際に選挙管理委員会の職員が出向いて説明を行います。



【令和7年度実績】
市内市立中学校
51校で実施

その他、市立・県立の
高校、特別支援学校の
10校でも実施

3 若年層向け啓発チラシ

選挙の基礎知識の普及や関心を高め投票参加の意識醸成を促すことを目的に、中学3年生及び高校3年生向けに啓発チラシを作成し、市内の中学校・高校へ配布をしています。



啓発チラシは川崎市の
ホームページでも
ご覧いただけます！



ICHIGO世代
(中学3年生向け)

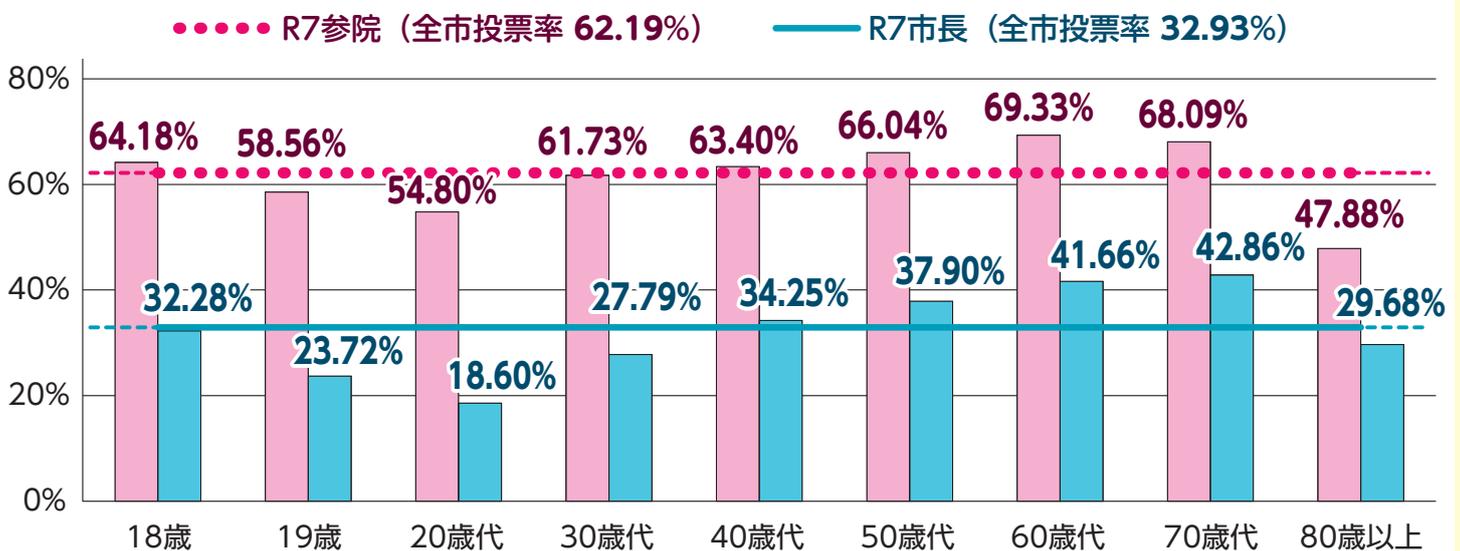
EIGHTEEN
(高校3年生向け)

第27回参議院議員通常選挙・第21回川崎市長選挙を振り返って

令和7年7月20日に執行された参議院議員通常選挙では、川崎市の若年層、特に20歳代の投票率が前回より上昇し、全国的に見ても高い水準でした。若年層世代が日常的に利用するSNS上で選挙に関する事柄が多く投稿され、情報に触れる機会の拡大などを背景に、若い世代を含め、政治参加への関心が高まった結果、若年層の積極的な投票参加が見られ、全体の投票率を押し上げる結果となりました。

一方で、令和7年10月26日に執行された市長選挙では、参議院選挙と比べ、全体的に投票率が低調であったことに加え、特に19～30歳代の投票率が他の世代と比べても低調となったことは、若年層へ向けた啓発の難かしさを改めて浮きぼりにしました。市長選挙は、まちづくりや地域福祉など市民生活に直接結びつく地域社会の発展を担うリーダーを選ぶ、大変重要な選挙であり、有権者は身近な政治や行政についても自分事として捉え、しっかりと投票参加し、自分たちの意見を市政に届けていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、政治や選挙を身近に感じ、主体的に参加できる力を育むことが、将来的な投票参加に繋がることから、引き続き、親子連れ投票や教育機関と連携した「選挙出前講座」、「生徒会役員選挙協力事業」などの主権者教育の取組を計画的かつ継続的に進めていきます。



明るい選挙推進協議会の活動

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、ルールに従って選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことを言い、川崎市・区明るい選挙推進協議会ではこれを推進するため、「明るい選挙推進運動」を実施しています。

今年度執行された選挙においても、選挙管理委員会と協力し、各区役所の最寄り駅周辺等にて啓発物品を配布するとともに、投票参加を呼びかける街頭啓発活動を行い「明るい選挙」を推進しました。



(幸区) 川崎駅西口



(市・川崎区) アゼリア地下街



(麻生区) 新百合ヶ丘駅周辺

みんなで徹底しよう。三ない運動 寄附禁止のルールを守って、明るい選挙の実現を



政治家は有権者に寄附を
贈らない

有権者は政治家に寄附を
求めない

政治家から有権者への寄附は
受け取らない

政治家の寄附禁止ってなに？

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が寄附を求めてもいけません。

寄附ってなに？

寄附とは、金銭、物品などの供与又はその約束で、党費や会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったときの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

その他の選挙に関する情報について

(1) 選挙運動について
現行の公職選挙法では、「選挙運動期間に関する規制」、「未成年者等の選挙運動の禁止」、「文書図画の頒布（インターネット等による情報の伝達も含む）の規制」など選挙運動について一定の規制を行っています。

(2) ポスターの品位保持等について
最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するため（品位保持）の措置を講ずることを目的として行われました。

詳しくは市HPへ



編集・発行 令和8年3月
川崎市・区選挙管理委員会 川崎市・区明るい選挙推進協議会
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
TEL:044-200-3427 FAX:044-200-3951

川崎市の選挙情報 検索

